

岡谷小学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 今後の岡谷小学校のあり方を検討するため、岡谷小学校あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

- (1) 今後の岡谷小学校のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 岡谷小学校保護者の代表
- (2) 関係区の代表
- (3) 岡谷小学校区内の保育園及び幼稚園の保護者の代表
- (4) 識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、委員会の任務に係る意見、助言等を受けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。